

介護保険「特定被保険者制度」の導入について

当健保組合では、令和3年度より介護保険の「特定被保険者制度」(左注)を導入することを、令和3年2月の組合会で決議する予定です。組合会で承認を得た後、厚生労働省の認可を受けて最終決定となります。

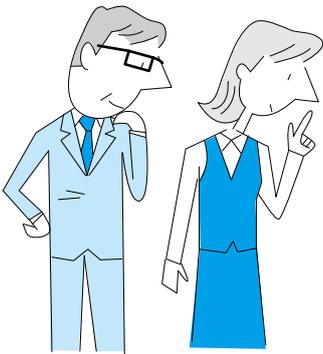
本制度の条件に該当する一般被保険者は令和3年4月徴収の3月分保険料から、任意継続被保険者・特例退職被保険者は令和3年4月徴収の4月分保険料からの実施を予定しています。

(注) 特定被保険者制度

介護保険料は、原則、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)である被保険者および被扶養者の保険料を、介護保険第2号被保険者たる被保険者から一般保険料と合算して徴収するが(健康保険法第156条)、保険者が組合規約に定めることにより、特定被保険者(被保険者本人は介護保険第2号被保険者に該当せず、被扶養者が該当するもの)からも介護保険料を徴収することができる制度。(健康保険法附則第7条)

本制度導入の背景と目的は、国民の高齢化が進むなか介護保険料率の上昇が続いており、被保険者間のより公平な負担を実現させるものです。

本人(被保険者)と家族(被扶養者)の年齢、介護保険適用除外の有無など、条件の組み合わせによって個々の被保険者の負担に対する影響は異なりますが(下表)、基本的に、これまでより多くの被保険者で国から当健保組合に割り当てられる介護納付金を分担することになりますので、全体として、今後予想される介護納付金の増加にともなう介護保険料率上昇に対する抑制効果が得られます。皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。



本件導入前後の健保組合への介護保険料納付対象

は影響のある方

本人(被保険者)		家族(被扶養者)			健保組合への介護保険料納付(※1) ○:該当 / -:非該当			
年齢	介護保険区分	年齢	介護保険区分	本人分	家族分	現在(人分)	導入後(人分)	
40歳未満	区分なし	40歳未満	区分なし	-	-	0	0	
		40~64歳	第2号被保険者	適用 (現在)	-	-	0	0
				適用 (導入後)	-	○	0	→ 1
		適用除外(※2)	-	-	0	0		
		65歳以上	第1号被保険者	-	(※3)	0	0	
40歳以上 64歳以下	第2号被保険者	40歳未満	区分なし	○	-	1	1	
		40~64歳	第2号被保険者	適用	○	○	1	1
				適用除外(※2)	○	-	1	1
			65歳以上	第1号被保険者	○	(※3)	1	1
		適用除外(※2)	40~64歳	第2号被保険者	適用 (現在)	-	-	0
適用 (導入後)	-				○	0	→ 1	
		適用除外(※2)	-	-	0	0		
		65歳以上	第1号被保険者	-	(※3)	0	0	
65歳以上	第1号被保険者	40歳未満	区分なし	(※3)	-	0	0	
		40~64歳	第2号被保険者	適用 (現在)	(※3)	-	0	0
				適用 (導入後)	(※3)	○	0	→ 1
				適用除外(※2)	(※3)	-	0	0
		65歳以上	第1号被保険者	(※3)	(※3)	0	0	

※1 何人でも保険料は1人分
 ※2 ①海外居住者(日本国内に住所がない場合)、②在留資格が3カ月以下の外国人、③特定施設に入所した場合
 ※3 市区町村へ直接納付